

平成26年度当初予算知事査定ヒアリング資料

部局名:健康福祉部(1月27日分)

順番	細事業名	事業費	ページ
1	医師確保対策事業	18,986	1
	小児夜間医療・健康電話相談事業	3,240	8
	少子化対策周産期医療支援事業	65,448	13
	N I C U等長期入院児在宅移行支援事業	52,924	15
2	児童虐待法的対応推進事業	38,728	17
	市町児童相談体制支援推進事業	4,316	21
3	少子化対策市町創意工夫支援交付金	10,000	26
	少子化対策県民運動等推進事業	11,500	28
	男性の育児参画推進事業	3,134	30
4	不妊相談・治療支援事業	44,756	32
	思春期ライフプラン教育事業	1,871	42
	産前産後包括支援事業	5,040	44
5	保育士・保育所支援センター事業	4,382	46
	次世代育成特別保育推進事業補助金	76,977	48
	合 計	341,302	

平成26年度事業マネジメントシート（事務事業）

*は事務事業総括表へ反映

担当課 健康福祉部医療対策局地域医療推進課

1 事業概要

細事業名	医師確保対策事業				区分	一部新規
施策	121	医師確保と医療体制の整備				
基本事業	12101	医療分野の人材確保				
	目標項目		25年度実績値	27年度目標値		
	県内の病院で後期臨床研修を受ける医師数			217人		
選択・集中	緊3	命と健康を守る医療体制の確保プロジェクト				
重点化施策	重点					
根拠 (法令等)	三重県医師修学資金返還免除に関する条例、三重県医師修学資金貸与規則、三重県臨床研修医研修資金返還免除に関する条例、三重県臨床研修医研修資金貸与規則、三重県専門研修医研修資金返還免除に関する条例、三重県専門研修医研修資金貸与規則、医療提供体制推進事業費補助金交付要綱					
予算額等	年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	予算額 (千円)		883,271千円	813,099千円		
	決算額 (千円)	500,482千円	716,465千円			
事業の目的	●医師の不足や地域間・診療科目間等の偏在が解消され、県内の全ての地域において、必要なときに安心できる質の高い医療サービスを受けられる体制整備をめざします。					
事業目標	●「医師不足の影響を当面緩和する取組」と「中長期的な視点に立った取組」を組み合わせ、医師確保対策を総合的に進めることにより、医師の不足と偏在の解消につなげます。 ●県内の病院で後期臨床研修を受ける医師数 192人					
前年度からの変更点	なし					
事業の必要性と期待される効果	●「医師不足の影響を当面緩和する取組」では、医師無料職業紹介事業や勤務医負担軽減対策、研修医研修資金貸与制度の運用、医師確保に資する寄附講座設置支援等に短期的に取り組むことにより、今後数年間の厳しい状況を乗り切るための即効性のある医師確保が期待されます。 ●「中長期的な視点に立った取組」では、医師修学資金貸与制度の運用や研修病院魅力向上支援、総合診療医育成拠点整備支援等に取り組むことにより、医師の安定確保につながる体制の整備が期待されます。					

2 取組詳細

取組概要	●医師の不足・偏在の解消に向けて、引き続き、「医師不足の影響を当面緩和する取組」と「中長期的な視点に立った取組」を組み合わせ、総合的に進めます。
取組内容等	

(1) 地域医療対策部会 千円 (千円)

地域における医療体制の確保、医師確保など、地域医療に関し必要な事項について審議を行います(三重県医療審議会運営要綱の規定に基づき設置)。

(2) 三重県版医師定着支援システム (バディ・ホスピタル・システム)

千円 (千円)

地域医療支援システムとして、医師不足地域の病院(地域病院)に対して、都市部の病院(支援病院)から、後期臨床研修医および指導医を派遣し、診療支援を行います。

(3) 三重県医師修学資金貸与制度

千円 (千円)

県内外の医学生に対して修学資金を貸与し、返還を免除する条件として卒業後一定期間三重県内の救急等を担う医療機関やへき地医療機関等への勤務を義務づけることにより、三重県全体およびへき地等医師不足地域の医師確保を図ります。

今年度実施している医師需給状況調査では、中間報告において、一定の条件の下に、今後2025年から2030年の間に県全体での需給ギャップは解消するとの推計を出したところですが、地域間や診療科目間の偏在は依然として残るほか、国で検討が進められている新たな専門医制度や現時点では反映することができない様々な外部要因が複雑に絡む可能性があり、今後の動向を注視する必要があります。このため、平成26年度も修学資金の新規貸与枠を一定数維持しつつ、地域医療支援センターの取組と連携し、将来的な若手医師の県内定着を促進します。

(4) 研修病院等合同セミナー等

千円 (千円)

国が主催する合同説明会等で三重県が取り組む医師確保に関する事業の説明や、県内の研修病院の紹介等を行うことにより、県内外からの研修医の確保を図ります。

(5) 【一部新規】子育て医師等復帰支援事業

18,986千円(1,019千円)

子育て中の医師が不安を持つことなく就労を継続するとともに、安心して復帰できるような医療機関の環境づくりを促進し、医師確保につなげます。

特に、周産期医療に係る産婦人科や小児科については、女性医師の占める割合が高い上に、医師国家試験合格者の3割が女性となっていることから、本取組は少子化対策上も重要な役割を果たします。

① 子育て医師等キャリア支援事業(新規)

仕事と家庭の両立に対する不安を解消するために全県的に実施するネットワークづくりを行う取り組み(メンターとなる先輩職員と研修医や医学生との研修会・交流会など)に対し経費の一部を補助します。

② 子育て医師等就労環境改善事業(一部新規)

医療機関において、仕事と家庭を両立できる働きやすい職場環境の整備(短時間勤務の導入や宿日直の免除にかかる代替職員の確保、保育所以外の育児支援(ベビーシッターの雇上、学童の設置等))にかかる経費の一部を補助します。

③ 子育て医師等復職研修支援事業（継続）

子育て等により離職した医師に対して復職研修の受入を行う医療機関において、復職研修プログラムを作成し、指導医のもとで復職研修を実施する場合の経費の一部を補助します。

④ 子育て医師等情報発信時業（継続）

復職研修受入医療機関や病院等の子育て支援等の取り組み内容を県ホームページ「おいないねっと
コソダテ info.」等にて復職希望医師に紹介します。

(6) 地域医療確保補助事業 千円（ 千円）

医師不足のなか、地域医療確保のため、産科をもつ医療機関の運営費、産科医への分娩手当等にかかる助成を行います。

(7) 研修病院等支援事業 千円（ 千円）

より多くの若手医師（研修医）を集め、県内での定着につなげるため、研修病院の魅力の発信、研修病院が行う魅力的な研修プログラムづくり、指導医の確保・育成等、県内医療機関が取り組む先進的な事業を支援します（平成 25 年度まで実施してきた 4 つの事業：（研修病院支援事業、病院勤務医負担軽減対策事業、キャリア支援・指導医育成支援事業、指導医等育成・支援モデル事業）を再編・統合）。

(8) 寄附講座 千円（ 千円）

県内外の医科系大学を対象に、医師確保に資する寄附講座の設置及び市町が取り組む寄附講座の設置支援を行います。

(9) 医師確保対策事業 千円（ 千円）

インターネットを活用して、全国からの医師の求職、県内医療機関の求人を募集し、求職のあった医師の希望に沿った県内医療機関での就業に向けた調整を行う。

(10) 研修医研修資金貸与制度 千円（ 千円）

県内の初期・後期臨床研修医に対して研修資金を貸与し、返還を免除する条件として一定期間三重県内の医療機関または知事が指定した医療機関等への勤務を義務づけることにより、三重県内全域および医師不足地域における医師確保を図ります（新規貸与は 25 年度で終了、26 年度以降は継続分のみ）。

(11) 三重・地域家庭医育成拠点整備事業 千円（ 千円）

総合診療医（家庭医）を育成するため、三重大学、地域の医療機関等が参画する三重・地域家庭医療ネットワークの構築等、医師が地域医療に関わりながら家庭医学を学べる環境づくりの取組を支援します。

平成25年度事業マネジメントシート（事務事業）

*は事務事業総括表へ反映

担当課 健康福祉部医療対策局地域医療推進課

事業概要

細事業名	医師確保対策事業				区分	継続
施策	121	医師確保と医療体制の整備				
基本事業	12101	医療分野の人材確保				
		目標項目	24年度実績値	27年度目標値		
		県内の病院で後期臨床研修を受ける医師数	181人	217人		
選択・集中	緊3	命と健康を守る医療体制の確保プロジェクト				
重点化施策	重点					
根拠 (法令等)	三重県医師修学資金返還免除に関する条例、三重県医師修学資金貸与規則、三重県臨床研修医研修資金返還免除に関する条例、三重県臨床研修医研修資金貸与規則、三重県専門研修医研修資金返還免除に関する条例、三重県専門研修医研修資金貸与規則、医療提供体制推進事業費補助金交付要綱					
予算額等	年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	予算額 (千円)		883,271	813,100		
	決算額 (千円)	※千円 500,482	716,465			
事業の目的	●医師の不足や地域間・診療科目間等の偏在が解消され、県内の全ての地域において、必要なときに安心できる質の高い医療サービスを受けられる体制整備をめざします。					
事業目標	●「医師不足の影響を当面緩和する取組」と「中長期的な視点に立った取組」を組み合わせ、医師確保対策を総合的に進めることにより、医師の不足と偏在の解消につなげます。 ●県内の病院で後期臨床研修を受ける医師数 192人					
前年度からの変更点	なし					
事業の必要性と期待される効果	●「医師不足の影響を当面緩和する取組」では、医師無料職業紹介事業や勤務医負担軽減対策、研修医研修資金貸与制度の運用、医師確保に資する寄附講座設置支援等に短期的に取り組むことにより、今後数年間の厳しい状況を乗り切るための即効性のある医師確保が期待されます。 ●「中長期的視点に立った取組」では、医師修学資金貸与制度の運用や研修病院魅力向上支援、総合診療医育成拠点整備支援等に取り組むことにより、医師の安定確保につながる体制の整備が期待されます。					

2 取組詳細

取組概要

●医師の不足・偏在の解消に向けて、引き続き、「医師不足の影響を当面緩和する取組」と「中長期的な視点に立った取組」を組み合わせ、総合的に進めます。

取組内容等

●医師不足の影響を当面緩和する取組

- ①医師無料職業紹介事業 6,163千円(3,873千円)
インターネットを活用して、全国からの医師の求職、県内医療機関の求人を募集し、求職のあった医師の希望に沿った県内医療機関での就業に向けた調整を行います。
- ②病院勤務医師負担軽減対策事業 10,157千円(—千円)
病院勤務医師の負担軽減を図るため、病院の創意工夫による取組について提案を募集し、選定のうえ助成します。
- ③三重県版医師定着支援システム(バディ・ホスピタル・システム) 9,666千円(—千円)
地域医療支援システムとして、医師不足地域の病院(地域病院)に対して、都市部の病院(支援病院)から、後期臨床研修医および指導医を派遣し、診療支援を行います。
- ④医師確保に資する寄附講座の設置・設置支援 103,500千円(—千円)
認知症予防の啓発や早期診断・治療と福祉サービスとの連携構築等、認知症に関する地域連携を促進し、質の高い医療・福祉を実現するため、複数名の神経内科医の派遣を含む寄附講座を三重大学に設置します。
また、伊賀地域における医療提供体制の維持確保に向けて、県内外の医科系大学を対象とした医師派遣を伴う寄附講座の設置を支援します。
- ⑤研修医研修資金貸与制度 61,944千円(194千円)
県内の初期・後期臨床研修医に対して研修資金を貸与し、返還を免除する条件として一定期間三重県内の医療機関または知事が指定した医療機関等への勤務を義務づけることにより、三重県内全域および医師不足地域における医師確保を図ります。
- ⑥地域医療確保補助事業 102,148千円(45,787千円)
医師不足のなか、地域医療確保のため、産科をもつ医療機関の運営費、産科医への分娩手当等にかかる助成を行います。
- 中長期的な視点に立った取組
- ①三重県医師修学資金貸与制度 448,161千円(503千円)
県内外の医学生に対して修学資金を貸与し、返還を免除する条件として卒業後一定期間三重県内の救急等を担う医療機関やへき地医療機関等への勤務を義務づけることにより、三重県全体およびへき地等医師不足地域の医師確保を図ります。
- ②研修病院支援事業 20,546千円(—千円)
より多くの研修医が集まるように、研修病院の魅力の発信、研修病院が行う魅力的な研修プログラムづくりに対する助成等の取組を進めます。
- ③キャリア支援・指導医育成等事業 22,020千円(—千円)
研修医等のキャリアプランを支援し、県内医療機関への定着を図るため、専門技術等のトレーニングを行う拠点整備を支援するほか、指導医の増加に向けて講習会の開催を支援します。
- ④指導医等育成・支援モデル事業 3,750千円(1,875千円)

三重県内で勤務する指導医等の育成、資質向上に向けて、県内の臨床研修病院が取り組む事業に対して助成を行います。

⑤子育て医師等復帰支援事業 4,987千円(2,501千円)

女性医師等が子育て等により離職しない、あるいは復帰しやすい環境づくりを行う医療機関の取組を支援します。

⑥三重・地域家庭医育成拠点整備事業 11,000千円(—千円)

総合診療医(家庭医)を育成するため、三重大学、地域の医療機関等が参画する三重・地域家庭医療ネットワークの構築等、医師が地域医療に関わりながら家庭医学を学べる環境づくりの取組を支援します。

⑦地域医療医師支援事業 7,500千円(—千円)

地域医療の現場における医師に対し、診療、労働環境の改善に向けたさまざまな支援を行うことにより、地域医療のレベルの向上を図ります。

3 中間進捗情報

成果と残された課題*

(成果)

・今後、県内で勤務を開始する医師修学資金貸与者(平成25年12月末貸与者累計見込409名)等の段階的な増加が見込まれるほか、病院勤務医師負担軽減や研修病院魅力向上、総合診療医育成拠点等の環境整備等、県全体での医師不足の解消に向けた具体的な取組が進んでおり、県全体での医師の不足は一定程度改善される方向にあると考えられます。

(課題)

医師の不足と偏在の解消には、決定的な取組がないことから、引き続き、医師不足の影響を当面緩和する取組と中長期的な視点に立った取組を組み合わせ、総合的に進めることが必要です。また、医師の不足や偏在の解消は、都道府県レベルでの取組だけでは難しいことから、国への制度改正等の要望についても並行して行っていく必要があります。

下半期(翌年度)に向けた改善のポイントと取組方向*

[下半期]

・指導医の育成や臨床研修病院の魅力向上等医療機関の取組への支援については、地域医療再生基金を財源とし、平成25年度で計画終了となることから、事業効果を検証するとともに、同基金積増分(平成26・27年度)を活用して次年度における事業の再編を行い、より波及効果の高い事業への支援に絞ります。

・子育て医師等復帰支援事業については、支援実績がさらに増加するよう、事業効果を検証するとともに、より医療機関が利用しやすい支援メニューへ見直しを行います。

[翌年度]

・医師需給状況調査の結果をふまえ、医師修学資金貸与制度のあり方等医師確保対策全般にわたり必要な見直しを検討します。

4 年間実施結果

取組結果

成果と残された課題*	
	(1) 成果
	(2) 課題
総合判断	見直しの視点 ^{注1}
	<input type="checkbox"/> 事業目的の妥当性 <input type="checkbox"/> 県関与の必要性 <input checked="" type="checkbox"/> 手段の有効性 <input type="checkbox"/> 手段の効率性 <input type="checkbox"/> 緊要性 <input type="checkbox"/> 該当なし
	見直しの方向
	<input type="checkbox"/> 廃止(廃止) <input type="checkbox"/> 廃止(民営化) <input type="checkbox"/> 廃止(国へ移譲) <input type="checkbox"/> 廃止(市町へ移譲) <input type="checkbox"/> 廃止(休止) <input checked="" type="checkbox"/> 見直し・縮小(要改善) <input checked="" type="checkbox"/> 統合化(要改善) <input type="checkbox"/> 終期設定(要改善) <input type="checkbox"/> 現行通り <input checked="" type="checkbox"/> 拡充
	民間活力の活用 ^{注2}
	<input type="checkbox"/> 人材派遣 <input type="checkbox"/> 委託 <input type="checkbox"/> PFI等 <input type="checkbox"/> 指定管理者制度 <input type="checkbox"/> 地方独立行政法人 <input checked="" type="checkbox"/> 現行通り
	今後に向けた改善のポイントと取組方向*
	<p>(1) 見直しの視点・方向、民間活力の活用の判断理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医師の不足・偏在解消に向けて、医師等キャリア形成支援事業における地域医療支援センターの取組と連携して、相乗効果を生み出すような取組を展開する必要があるため。 <p>(2) 課題への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域医療再生計画（平成 21 年度・23 年度策定分）の計画期間が終了することに伴い、医療機関への支援事業を再編するとともに、医師需給状況調査の結果等を踏まえ、医師修学資金貸与制度の在り方や子育て医師等復帰支援など、医師確保対策全般にわたり必要な見直しを行う。

【注1】

- ①各事業を別紙「事務事業の見直しの視点」の5つの視点に基づいてチェックし、それぞれの視点から問題がないかを検証します。問題があると判断した場合は、「見直しの視点」に該当する項目に■を記入してください。（細々事業単位で方向性が異なる場合は複数選択可）
- ② 上記①の結果を踏まえ、別紙「事務事業見直しの判断基準」のどの観点から事業を見直すかを検証し、「見直しの方向」の該当する項目に■を記入します。（細々事業単位で方向性が異なる場合は複数選択可）

【注2】詳細は、別紙「三重県民間活力等活用指針（仮称）」を参照し、あてはまるものに■を記入し、重複可）

平成26年度事業マネジメントシート（事務事業）

*は事務事業総括表へ反映

担当課 健康福祉部医療対策局 地域医療推進課

1 事業概要

細事業名	小児夜間医療・健康電話相談事業費					区分	継続	
施策	121	医師確保と医療体制の整備						
基本事業	12102	救急・へき地等の医療の確保						
		目標項目	25年度実績値		27年度目標値			
		救急医療情報システムに参加する時間外診療可能医療機関数			668 機関			
選択・集中								
重点化施策								
根拠 (法令等)	三重県保健医療計画、小児夜間医療・健康電話相談実施要綱							
予算額等	年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度		
	予算額 (千円)		16,918 千円	17,206 千円	千円			
	決算額 (千円)	9,804 千円	10,144 千円					
事業の目的	<p>夜間の急な子どもの病気やけがに対する保護者等の判断を、電話相談によって支援するとともに、保護者等の判断を、緊急度判定とともに、ホームケア等の情報提供を行うことにより支援します。</p> <p>また、電話相談体制の整備により、地域の小児医療体制の補強と医療機関の機能分化を推進し、患者の症状に応じた適切な医療体制を構築します。</p>							
事業目標	急な子どもの病気等に対する電話相談に対応することにより小児救急医療体制を確保します。							
前年度からの変更点	これまで対応できていない深夜帯（23時30分～翌日8時00分）の電話相談にも対応します。							
事業の必要性と期待される効果	<p>子どもを持つ保護者にとって、子どもの病気やけが等に対する経験が少ないことや、核家族化等により、身近なところで子育てに関する相談相手や支援者がいないことが、子育てをより困難なものに感じさせています。そのため、電話で気軽に急な病気やけが等から育児相談まで幅広く相談できる電話相談は、子育てを行う保護者等を身近なところで支えるサービスの一つとして必要です。</p> <p>保護者等が気軽に相談できる体制を確保することにより、保護者等が、夜間の急な子どもの病気はどう対処したらよいのか、病院の診療を受けたほうがいいのかなど判断に迷った時に、医療関係の専門職員への電話による相談ができ、安心して子育てができます。</p>							

また、小児救急患者の多くが軽症の患者であるなか、電話相談を行うことにより、不要不急の患者の救急医療機関への受診の軽減を図ることができ、重症患者の救急医療の確保、救急医療機関の負担の軽減に寄与することができます。

2 取組詳細

取組概要

保護者等が、地域で安心して子育てができるよう、夜間における小児の急な病気や薬、けが等に関する事について電話による相談事業を実施します。

取組内容等

(1) 小児夜間医療・健康電話相談事業費 3,240千円(1,620千円)

※深夜帯延長分

小児夜間医療・健康電話相談(みえ子ども医療ダイヤル)では、子どもの病気、薬、けが等に関する事について、医療関係の専門職員が電話による相談を実施します。

- ① 対象：18歳未満の子どもおよびその家族
- ② 相談内容：子どもの病気、薬、けが等に関する事
- ③ 相談者：医療関係の専門職員
- ④ 相談日：毎日
- ⑤ 相談時間：19:30～翌朝8:00(うち深夜帯23:30～翌朝8:00)
- ⑥ 電話番号：「#8000」

または059-232-9955

(ダイヤル式、光電話、IP電話など上記番号ではつながらない場合)

平成25年度事業マネジメントシート（事務事業）

*は事務事業総括表へ反映

担当課

健康福祉部医療対策局 地域医療推進課

1 事業概要

細事業名	小児夜間医療・健康電話相談事業費					区分	継続	
施策	121	医師確保と医療体制の整備						
基本事業	12102	救急・へき地等の医療の確保						
		目標項目	24年度実績値		27年度目標値			
		救急医療情報システムに参加する時間外診療可能医療機関数	576 機関		668 機関			
選択・集中								
重点化施策								
根拠 (法令等)	三重県保健医療計画、小児夜間医療・健康電話相談実施要綱							
予算額等	年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度		
	予算額 (千円)		16,918 千円	17,206 千円				
	決算額 (千円)	9,804 千円	10,144 千円					
事業の目的	<p>夜間の急な子どもの病気やけがに対する保護者等の判断を、電話相談によって支援するとともに、保護者等の判断を、緊急度判定とともに、ホームケア等の情報提供を行うことにより支援します。</p> <p>また、電話相談体制の整備により、地域の小児医療体制の補強と医療機関の機能分化を推進し、患者の症状に応じた適切な医療体制を構築します。</p>							
事業目標	急な子どもの病気等に対する電話相談に対応することにより小児救急医療体制を確保します。							
前年度からの変更点								
事業の必要性と期待される効果	<p>子どもを持つ保護者にとって、子どもの病気やけが等に対する経験が少ないことや、核家族化等により、身近なところで子育てに関する相談相手や支援者がいないことが、子育てをより困難なものに感じさせています。そのため、電話で気軽に急な病気やけが等から育児相談まで幅広く相談できる電話相談は、子育てを行う保護者等を身近なところで支えるサービスの一つとして必要です。</p> <p>保護者等が気軽に相談できる体制を確保することにより、保護者等が、夜間の急な子どもの病気にどう対処したらよいか、病院の診療を受けたほうがいいのかなど判断に迷った時に、医療関係の専門職員への電話による相談ができ、安心して子育てができます。</p>							

また、小児救急患者の多くが軽症の患者であるなか、電話相談を行うことにより、不要不急の患者の救急医療機関への受診の軽減を図ることができ、重症患者の救急医療の確保、救急医療機関の負担の軽減に寄与することができます。

2 取組詳細

取組概要

保護者等が、地域で安心して子育てができるよう、夜間における小児の急な病気や薬、けが等に関することについて電話による相談事業を実施します。

取組内容等

(1) 小児夜間医療・健康電話相談事業費 17,206千円（5,600千円）

小児夜間医療・健康電話相談（みえ子ども医療ダイヤル）では、子どもの病気・薬・事故に関することについて、小児科医師が電話による相談を実施します。

- ①対象：18歳未満の子どもおよびその家族
- ②相談内容：子どもの病気、薬、事故に関すること
- ③相談者：三重県小児科医会の医師
- ④相談日：毎日
- ⑤相談時間：19：30～23：30
- ⑥電話番号：「#8000」

または059-232-9955

（ダイヤル式、光電話、IP電話など上記番号ではつながらない場合）

中間進捗情報

成果と残された課題*

平成24年度は19：30～23：30（365日）の時間帯で事業を実施し、6,636件の相談を受けました。また、そのうち4,820件（72.6%）は緊急を要さないものでした。小児を持つ両親や家族にとって手軽な方法で安心感が得られることや、小児救急医療現場の負担を軽減する意味でも当該事業が果たしている役割は大きいと考えられます。

下半期（翌年度）に向けた改善のポイントと取組方向*

〔下半期〕

引き続き継続して取り組みます。

〔翌年度〕

深夜帯への延長を考え、委託先を三重県小児科医会から民間事業者に変更する事を検討します。

4 年間実施結果

取組結果

※年間の取組結果（実績）を記載する。

成果と残された課題*	
	<p>(1) 成果</p> <p>※ 事業目的に照らして、どのような成果が得られたかを記載する。</p> <p>(2) 課題</p> <p>※ 事業目的を達成するために、次年度に向けて残った課題を記載する。</p> <p>※ 効率的・効果的に事業目的を達成するために、事業の実施方法に問題がなかったかを整理する。</p>
総合判断	<p>見直しの視点^{注1}</p> <p><input type="checkbox"/>事業目的の妥当性 <input type="checkbox"/>県関与の必要性 <input checked="" type="checkbox"/>手段の有効性 <input type="checkbox"/>手段の効率性 <input type="checkbox"/>緊要性</p> <p><input type="checkbox"/>該当なし</p>
	<p>見直しの方向</p> <p><input type="checkbox"/>廃止(廃止) <input type="checkbox"/>廃止(民営化) <input type="checkbox"/>廃止(国へ移譲) <input type="checkbox"/>廃止(市町へ移譲) <input type="checkbox"/>廃止(休止)</p> <p><input type="checkbox"/>見直し・縮小(要改善) <input type="checkbox"/>統合化(要改善) <input type="checkbox"/>終期設定(要改善) <input type="checkbox"/>現行通り <input checked="" type="checkbox"/>拡充</p>
	<p>民間活力の活用^{注2}</p> <p><input type="checkbox"/>人材派遣 <input checked="" type="checkbox"/>委託 <input type="checkbox"/>PFI等 <input type="checkbox"/>指定管理者制度 <input type="checkbox"/>地方独立行政法人 <input type="checkbox"/>現行通り</p>
	<p>今後に向けた改善のポイントと取組方向*</p> <p>(1) 見直しの視点・方向、民間活力の活用の判断理由</p> <p>※ 見直しの視点・方向、民間活力の活用で該当する項目を選択した理由を記載する。</p> <p>平成 25 年度までは、三重県小児科医会への委託事業であったが、平成 26 年度からは民間企業への委託先の変更ならびに、実施時間を翌朝 8 時までと延長することを検討している。</p> <p>(2) 課題への対応</p> <p>※ 残った課題に対して、次年度に向けて見直すべき取組はないかを検討し、今後の対応を整理する。</p> <p>※ 効率的・効果的な事業実施のために、どのような改善を行う必要があるかを整理する。</p> <p>幼い子供を持つ両親や家族にとって、手軽な手段で不安の軽減につながるとともに小児救急医療を守るために必要な事業であり引き続き継続して取り組みます。</p>

【注1】

- ①各事業を別紙「事務事業の見直しの視点」の5つの視点に基づいてチェックし、それぞれの視点から問題がないかを検証します。問題があると判断した場合は、「見直しの視点」に該当する項目に■を記入してください。(細々事業単位で方向性が異なる場合は複数選択可)
- ② 上記①の結果を踏まえ、別紙「事務事業見直しの判断基準」のどの観点から事業を見直すかを検証し、「見直しの方向」の該当する項目に■を記入します。(細々事業単位で方向性が異なる場合は複数選択可)

【注2】詳細は、別紙「三重県民間活力等活用指針(仮称)」を参照し、あてはまるものに■を記入します(重複可)

平成26年度事業マネジメントシート（事務事業）

担当課 健康福祉部 医療対策局 地域医療推進課

1 事業概要

細事業名	少子化対策周産期医療支援事業					区分	新規	
施策	121	医師確保と医療体制の整備						
	12102	救急・へき地等の医療の確保						
基本事業	目標項目		25年度実績値		27年度目標値			
	救急医療情報システムに参加する時間外診療可能医療機関数				668機関			
選択・集中	緊3	命と健康を守る医療体制の確保プロジェクト						
重点化施策	重点	121 医師確保と医療体制の整備						
根拠 (法令等)	三重県保健医療計画（第5次改訂）、周産期医療対策事業実施要綱、医療提供体制推進事業費補助金交付要綱、三重県健康福祉部関係補助金等交付要綱							
予算額等	年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度		
	予算額							
	決算額							
事業の目的	安心して子どもを産み育てることのできる環境づくりを推進するため、高度な医療を担う周産期母子医療センターと通常分娩を担う診療所等との役割を明確にすることにより、地域において通常分娩から高度で専門的な医療まで、総合的な周産期医療体制を整備します。							
事業目標	周産期母子医療センターにおける設備整備と、産婦人科診療所等と周産期母子医療センターとの連携を推進することにより、周産期医療体制の強化を図ります。							
前年度からの変更点								
事業の必要性と期待される効果	周産期死亡率、新生児死亡率、妊産婦死亡率を低下させるため、周産期医療の体制整備に引き続き取り組む必要があります。 周産期医療体制の一層の強化を図ることにより、安心して子どもを産み育てることができる環境が整備されます。							

2 取組詳細

取組概要	周産期母子医療センターの設備整備を支援します。また、周産期母子医療センターに産科オープンシステムを導入することにより、産婦人科診療所等と周産期母子医療センターとの連携を推進します。
取組内容等	

(1) 【新規】周産期母子医療センター設備整備支援事業 62,789千円(31,395千円)

出産前後の母体・胎児や新生児に対する高度で専門的な医療に対応する周産期母子医療センターの機能をより強化する必要があります。そのため、周産期母子医療センターにおける設備整備に対し補助します。

(2) 【新規】産科オープンシステム構築支援事業 2,659千円(2,659千円)

より安全なお産を提供するため、妊婦健診は近くの診療所で、分娩は高度で専門的な医療に対応できる設備やスタッフが充実した周産期母子医療センターで行う産科オープンシステムを構築し、周産期母子医療センターと分娩取扱医療機関の機能の強化と役割分担を推進する必要があります。そのため、周産期母子医療センターにおける産科オープンシステムの構築に対し補助します。

平成26年度事業マネジメントシート（事務事業）

担当課 健康福祉部 医療対策局 地域医療推進課

1 事業概要

細事業名		NICU等長期入院児在宅移行支援事業				区分	新規
施策		121	医師確保と医療体制の整備				
		12102	救急・へき地等の医療の確保				
基本事業		目標項目		25年度実績値		27年度目標値	
		救急医療情報システムに参加する時間外診療可能医療機関数				668機関	
選択・集中		緊3	命と健康を守る医療体制の確保プロジェクト				
重点化施策		重点	121 医師確保と医療体制の整備				
根拠 (法令等)		三重県保健医療計画（第5次改訂）、周産期医療対策事業実施要綱、医療提供体制推進事業費補助金交付要綱、三重県健康福祉部関係補助金等交付要綱					
予算額等	年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
	予算額	/					
	決算額					/	
事業の目的		NICU等への長期入院児の中には、医学的あるいは社会的な要因により在宅への移行が進まない事例が見られ、NICU等が満床状態にある場合にはハイリスク妊産婦の受入ができないことがあります。そのため、在宅への移行が望ましい入院児を対象に在宅への移行支援や移行後の継続支援を実施することにより退院を促進し、NICU等を確保します。また、退院を促進するために必要となる小児在宅医療体制を構築します。					
事業目標		NICU等への長期入院児の円滑な退院に向けた支援体制を構築することにより、ハイリスク妊産婦の安心・安全な出産体制の確保を図るとともに、在宅移行後の子どもとその家族の安心・安全な療養生活の実現を図ります。					
前年度からの変更点							
事業の必要性と期待される効果		<p>周産期医療の進歩、充実により新生児の死亡率は低下してきていますが、出産の高齢化等によるハイリスクの分娩に備えていくためにNICU等を確保する必要があります。また、NICU等への長期入院児の退院を促進するために在宅で療養できる体制を構築する必要があります。</p> <p>当事業を実施することにより、NICU等の確保を図ることでハイリスク分娩に備える体制を整え、新生児の死亡率を低減することが期待できます。また、在宅医療の支援体制を整え、在宅移行後の子どもとその家族のQOLを高めることが期待できます。</p>					

2 取組詳細

取組概要	NICU等への長期入院児には、医学的あるいは社会的な要因により在宅への移行が進まない事例が見られることから、NICU等入院児の退院を促進する体制の運営に要する経費の一部を補助するとともに、小児在宅医療を行うために必要となる体制整備や人材育成等の取組に対し補助します。
取組内容等	

- (1) 【新規】NICU入院児支援事業 3,672千円（一千円）
周産期母子医療センターにおけるNICU入院児支援コーディネーターの配置に対し補助します。
- (2) 【継続】地域療育支援施設運営事業 31,544千円（一千円）
NICU等に長期入院している又は同等の症状を有する気管切開以上の呼吸管理を必要とする小児の在宅療養を支援する地域療育支援施設の運営に対し補助します。
- (3) 【新規】日中一時支援事業 9,921千円（一千円）
NICU等入院児の在宅医療中の定期的医学管理や保護者の労力の一時支援を目的として受入を行う場合に備えた病床を設置し、看護師等を確保した場合の運営に対し補助します。
- (4) 【一部新規】小児在宅医療支援ネットワーク構築強化事業 6,390千円（一千円）
三重大学医学部附属病院の小児トータルケアセンターによる地域に根ざした継続可能な小児在宅医療支援ネットワークの構築、教育・福祉・行政機関との連携の推進に対する取組、小児がん及び緩和ケア医療の普及啓発、三重大学医学部附属病院（小児がん拠点病院）と地域医療機関との連携体制の整備等の取組に対し補助します。
- (5) 【一部新規】小児在宅医療研修提供拡充事業 1,100千円（一千円）
三重大学医学部附属病院の小児トータルケアセンターによる小児緩和ケアを含む小児在宅医療・医療的ケア等の実践・研修会等の開催に対し補助します。また、小児がん拠点病院である三重大学医学部附属病院内連携スタッフ及び小児トータルケアセンタースタッフのスキルアップのための専門研修会・研究会への参加等の取組に対し補助します。
- (6) 【新規】小児在宅医療拠点連携体制推進事業 297千円（297千円）
小児在宅医療を支援する取組を全県的に広げるため、小児在宅医療に関係する保健、医療、福祉、教育等の多職種の関係者による情報共有等を行うための連絡会議等を開催します。

平成26年度事業マネジメントシート（事務事業）

担当課 健康福祉部子ども・家庭局子育て支援課

事業概要

細事業名	児童虐待法的対応推進事業				区分	一部新規
施策	233	児童虐待の防止と社会的養護の推進				
基本事業	23301	児童虐待対応力の強化				
		目標項目	25年度実績値	27年度目標値		
		市町の児童相談対応力向上のために共に取り組んだ件数	29件	29件		
選択・集中						
重点化施策	重点					
根拠 (法令等)	児童福祉法第33条の7、第33条の8及び第33条の9 児童虐待の防止等に関する法律第9条、第9条の2、第9条の3、第11条					
予算額等	年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	予算額		一千円	58,490千円		
	決算額	一千円	一千円			
事業の目的	児童相談所の組織力や職員の専門性の向上を図り、法的対応・介入型支援の強化を図ります。					
事業目標	<p>弁護士や警察官等の専門的人材の活用を図り、児童虐待相談に的確な法的対応、介入型支援を実施することにより、児童虐待対応の充実を図ります。</p> <p>児童相談所職員の専門性の向上を図り、児童虐待相談等への法的対応を的確に行います。対象ケースの家庭への的確な支援を実施するためのアセスメントツールの研究開発を行うとともに、リスク情報の共有化を図ることにより、児童虐待相談に対する重層的なマネジメントを行います。</p>					
前年度からの変更点	<p>法的対応力強化事業において、初期対応以降の援助方針の判断の客観性、的確性を高めるため、ニーズアセスメントツールの研究開発を行うとともに、県庁一児童相談センター一各児童相談所間でリスク情報を共有するシステムに機能を追加します。</p> <p>また、児童虐待ケースについて、よりきめ細かいケース対応を行うため、NPO等との協働により、学校・保育所等でのモニタリングを実施します。</p>					
事業の必要性と期待される効果	<p>平成22年度の児童虐待重篤事例や平成24年度の2件の児童虐待死亡事例の検証結果を踏まえ、児童虐待の防止に向けた取組を進めてきています。</p> <p>引き続き児童虐待防止対策を推進するとともに、平成25年度取組をより一層進めるため、ニーズアセスメントツールの研究開発やNPO等との協働による虐待ケースのモニタリングに取り組み、ケースマネジメントの向上を図るとともに、関係機関との連携を強化し、重篤な児童虐待を防止します。</p>					

取組詳細

取組概要	弁護士等専門人材の配置や、アセスメントツールの研究開発及びリスク情報共有システムの機能追加や児童相談所職員研修体系に基づく職員研修の実施等に取り組みます。
取組内容等	

- (1) (一部新) 法的対応力強化事業 【予算額 (うち一般財源)】 10,880 千円 (7,601 千円)
 - ・ 弁護士 (1 名) や警察官 O B (2 名 (1 名増)) を配置し、児童相談所職員への法的な助言や、一時保護や立入調査・臨検等の的確な実施を行います。
 - ・ 法的対応、介入型支援の強化を図るための職員研修を実施します。
 - ・ 初期対応後の援助方針の判断の客観性、正確性を高めるため、ニーズアセスメントツールの研究開発を行い、県庁ー児童相談センターー各児童相談所間でリスク情報を共有化するシステムに機能を追加します。
 - ・ 児童虐待ケースのうち、主に学校・保育所等に所属する児童の虐待ケースについて、NPO 等との協働によるモニタリングを行い、きめ細かい支援や関係機関との連携を図ります。
- (2) 児童相談所職員専門性強化事業 【予算額 (うち一般財源)】 3,296 千円 (3,296 千円)
 - ・ 児童相談所職員研修体系に基づき、役職、経験年数による階層別研修とともに、心理技能習得や司法面接研修等の専門研修等を実施して、職員の専門性の向上を図ります。
- (3) 児童相談所現場対応力強化事業 【予算額 (うち一般財源)】 24,552 千円 (24,246 千円)
 - ・ 法医学鑑定の委託や精神科医等の外部の専門家の活用、児童虐待対応協力員 (8 名)、子ども家庭専門指導員等の配置のほか、外国人住民対応のための通訳確保等により、現場対応力の強化を図ります。

【予算額 (うち一般財源)】

38,728 千円 (35,143 千円)

平成25年度事業マネジメントシート（事務事業）

*は事務事業総括表へ反映

担当課 健康福祉部子ども・家庭局 子育て支援課

1 事業概要

細事業名	児童虐待法的対応推進事業費					区分	新規	
施策	233	児童虐待の防止と社会的養護の推進						
基本事業	23301	児童虐待対応力の強化						
		目標項目	前年度現状値		27年度目標値			
		市町の児童相談対応力向上のために共に取り組んだ件数	29件		29件			
選択・集中								
重点化施策	重点							
根拠 (法令等)	児童福祉法第33条の7、33条の8、33条の9 児童虐待の防止等に関する法律第9条、9条の2、9条の3、11条							
予算額等	年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度		
	予算額 (千円)		—	44,159				
	決算額 (千円)	※千円 —	—					
事業の目的	<p>弁護士や警察官等の専門的人材の活用を図り、児童虐待相談に的確な法的対応、介入型支援を実施することにより、児童虐待対応の充実を図ります。</p> <p>児童相談所職員の専門性の向上を図り、児童虐待相談等への法的対応を的確に行います。</p> <p>初期対応等の客観性を高めるためのアセスメントツールの研究開発を行うとともに、リスク情報の共有化を図ることにより、児童虐待相談に対する重層的なマネジメントを行います。</p>							
事業目標	各児童相談所及び各市町を含めた県全体の児童虐待相談対応力の向上を図ります。							
前年度からの変更点	平成24年度の児童虐待等相談対応力強化事業から、児童相談所の対応力向上を目指す事業を取りまとめて構成しています。							
事業の必要性と期待される効果	<p>平成22年度の児童虐待重篤事例、平成24年度の2件の児童虐待死亡事例の検証結果を踏まえ、児童虐待の防止に向けた取組を進める必要があります。</p> <p>児童相談所の対応力の向上を図り、早期発見、早期対応を行うことで、重篤な児童虐待を防止することにつなげます。</p>							

2 取組詳細

取組概要*	弁護士等専門人材の配置や、再構築した研修体系に基づく職員研修の実施、アセスメントツールの研究開発及びリスク情報共有システムの導入等に取り組みます。
-------	---

取組内容等

(1) 法的対応力強化事業 14,481千円 (3,625千円)

- ・ 児童相談所の法的対応及び介入型支援の強化のため、児童相談センターに「法的対応室」を新設し、弁護士及び警察官、警察官OBを配置します。
- ・ 虐待通告時の初期対応の客観性、正確性を高めるためのアセスメントツールの研究開発、及び本庁－児童相談センター－各児童相談所間でリスク情報を共有化するシステムの導入に取り組みます。

(2) 児童相談所職員専門性強化事業 4,242千円 (4,242千円)

- ・ 平成23年度に再構築した児童相談所職員研修体系に基づき、児童虐待における法的対応・介入型支援を的確に行うための研修を実施するとともに、児童相談担当者に的確な判断や指示を行うスーパーバイザーの養成研修に職員を派遣するなど、専門性の向上を図ります。

(3) 児童相談所現場対応力強化事業 25,436千円 (24,871千円)

- ・ 精神科医師等の外部の専門家の活用や児童虐待対応協力員（8名）等の配置、通訳の確保等により、児童相談体制の強化を図ります。

3 中間進捗情報

成果と残された課題*

(1) 成果

新たに配置した弁護士、警察官による各児童相談所への助言・指導により、児童相談に的確に対応しています。初期対応のアセスメントシートについては、試行版を作成しました。

また、児童相談所職員の人材育成に取り組み、複雑、困難化する児童虐待への対応力の向上に努めています。

(2) 課題

引き続き、職員の専門性や組織対応力を向上することが必要です。

下半期（翌年度）に向けた改善のポイントと取組方向*

〔下半期〕

上半期に作成したアセスメントシートの試行により、実用性の向上を図ります。それに伴い、本庁－児童相談センター－各児童相談所間でリスク情報を共有化するシステムの導入に取り組みます。

また、ケーススタディによる職員の人材育成を図ります。

〔翌年度〕

児童のみならず、家族への支援を行うため、初期対応以降におけるアセスメントの精度をより高めるとともに、進行管理ケースにおける状況把握をより充実する必要があります。

また、引き続き、職員の専門性の向上等人材育成を図るとともに、児童相談センター、児童相談所における組織体制の強化を図る必要があります。

平成26年度事業マネジメントシート（事務事業）

担当課 健康福祉部子ども・家庭局子育て支援課

事業概要

細事業名	市町児童相談体制支援推進事業					区分	継続	
施策	283	児童虐待の防止と社会的養護の推進						
	28301	児童虐待対応力の強化						
基本事業	目標項目		25年度実績値		27年度目標値			
	市町の児童相談対応力向上のために共に取り組んだ件数		29件		29件			
選択・集中								
重点化施策	重点							
根拠 (法令等)	児童福祉法第11条							
予算額等	年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度		
	予算額		一千円	76,003千円	千円			
	決算額	一千円	一千円					
事業の目的	市町の児童相談・虐待対応体制の強化を支援することで、県全体の児童虐待対応力の強化につなげます。							
事業目標	<p>市町要保護児童対策地域協議会（以下、「要対協」という。）の運営強化を支援することにより、市町における児童虐待の未然防止と早期発見・早期対応を推進します。</p> <p>また、市町職員のスキルアップを図り、的確な児童相談対応及び内部でのノウハウの蓄積をめざします。</p> <p>こうしたことにより、市町における児童相談体制を強化し、児童相談所と市町との連携と役割分担を的確に行います。</p>							
前年度からの変更点	<p>市町の児童相談体制の強化に向け、市町要対協の運営強化を支援するとともに、特にケースマネジメント等に助言・指導を必要とする市町に対し、定期的・継続的にアドバイザーを派遣します。</p> <p>なお、安心子ども基金を活用した、市町の児童相談システムや要保護児童支援巡回車両の導入に対する補助は終了します。</p>							
事業の必要性と期待される効果	<p>児童虐待の防止には、未然防止と早期発見・対応が必要である中、より住民に近い市町における児童虐待相談件数が増加傾向にあり、市町の児童相談体制の強化が求められています。しかしながら、市町の実情として、①専任職員の配置が少ない、②独自での人材育成が困難、③要対協の活動に差がある等といった課題があります。</p> <p>そこで、こうした課題に対応するため、県として市町に対する継続した支援を行い、市町の児童相談体制を強化促進していく必要があります。引き続き、市町の児童相談体制の強化に向けた支援を行い、県全体の児童虐待対応力の強化につなげていきます。</p>							

取組詳細

取組概要	市町における児童相談体制の強化に向けた取組をより積極的に支援するとともに、県と市町との連携の一層の強化を図ります。
取組内容等	

- (1) 市町現場対応力強化事業 【予算額（うち一般財源）】 2,844 千円（1,434 千円）
- ・ 市町の児童相談対応力を強化するため、「児童相談体制強化確認表」をツールとして、全市町と児童相談所とで定期協議を行い、市町ごとの強み・弱み、課題や注力すべきポイントなどを共有し、連携して体制強化に向けた取組の具体化を進めます。
 - ・ 引き続き市町要対協の運営強化のためのアドバイザーを派遣するとともに、平成 25 年度の市町の取組を踏まえ、特にケースマネジメント等について助言・指導を必要とする市町に助言者を定期的・継続的に派遣し、対応力を向上します。
- (2) 市町職員スキルアップ研修強化事業 【予算額（うち一般財源）】 1,472 千円（746 千円）
- ・ 市町の児童相談担当職員のスキルアップのため、児童福祉司任用資格取得指定研修会や言語療法に係る研修会など各種研修会を開催します。

【予算額（うち一般財源）】
4,316 千円（2,180 千円）

平成25年度事業マネジメントシート（事務事業）

*は事務事業総括表へ反映

担当課 健康福祉部子ども・家庭局 子育て支援課

1 事業概要

細事業名 *	市町児童相談体制支援推進事業					区分	新規	
施策	233	児童虐待の防止と社会的養護の推進						
基本事業	23301	児童虐待対応力の強化						
		目標項目	前年度現状値		27年度目標値			
		市町の児童相談対応力向上のために共に取り組んだ件数	29件		29件			
選択・集中								
重点化施策	重点							
根拠 (法令等)	児童福祉法第11条							
予算額等	年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度		
	予算額 (千円)		—	66,963				
	決算額 (千円)	※千円 —	—					
事業の目的	<p>市町における児童相談体制を強化し、児童相談所と市町との連携と役割分担を的確に行うことにより、三重県全体の児童相談体制の強化を図ります。</p> <p>市町要保護児童対策地域協議会の機能強化を支援することにより、市町における児童虐待の発生予防と早期発見、早期対応を促進します。</p> <p>また、市町職員のスキルアップを図ることにより、的確な児童相談対応及び市町でのノウハウの蓄積をめざします。</p>							
事業目標	市町の児童相談体制の強化及び市町と児童相談所の連携強化							
前年度からの変更点	平成24年度の児童虐待等相談対応力強化事業のうち、市町の体制強化を目的とするものを取りまとめています。							
事業の必要性と期待される効果	<p>児童虐待相談件数が増加し、内容も複雑化する中、第一義的窓口である市町の児童相談体制の強化が求められていますが、①専任職員の配置が少ない、②独自での人材育成が困難、③要保護児童対策地域協議会の活動に差がある等といった課題があります。</p> <p>こうした課題解決に向け、県として市町に対し継続した支援を行う必要があります。</p> <p>この事業により、市町の児童相談体制の強化を促進するとともに、市町との連携をより強化することで、県全体の児童相談対応力の強化をめざし、児童虐待の防止に努めます。</p>							

2 取組詳細

取組概要	平成 22 年の児童虐待重篤事例、平成 24 年の児童虐待死亡事例 (2 件) の検証報告を踏まえ、市町との連携強化や市町における児童相談体制の強化に向けた取組をより積極的に支援し、県全体の児童相談体制の強化を図ります。
取組内容等	

- (1) 市町現場対応力強化事業 65,464 千円 (693 千円)
- 児童虐待相談に係る市町との連携強化、及び市町の児童虐待相談体制の強化を支援するため、児童相談センターに「市町支援プロジェクトチーム」を新設し、市町の児童相談体制の強化支援を進めます。
 - 市町の児童相談体制強化のため、「児童相談体制強化確認表」をツールとして、市町、児童相談所、児童相談センターでの協議を行い、市町ごとの強み・弱み、課題や注力すべきポイントなどを共有し、体制強化に向けた具体化を図ります。
 - 市町要保護児童対策地域協議会等に対し、協議会の運営強化やケースマネジメントについて助言・指導を行うアドバイザーを派遣します。
 - 市町が行う児童相談記録システムの導入や児童虐待防止のための巡回車両の導入に補助します。
- (2) 市町職員スキルアップ研修強化事業 1,449 千円 (761 千円)
- 市町の児童相談担当職員の人材育成のため、児童福祉司任用資格取得して講習会の開催や児童虐待防止にかかる専門研修を実施するとともに、事例検討を中心とする職員研修を県内 5 地域で開催します。
 - 平成 24 年に発生した児童虐待死亡事例の検証結果をもとに、課題の共通理解及び児童相談所と市町等の連携強化等を目的に「市町児童相談担当課長等研修会」等を開催します。

3 中間進捗情報

成果と残された課題*
<p>(1) 成果</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町との定期協議を通じて、各市町の児童相談における強み・弱みの確認を行うとともに、すべての市町において、児童相談体制の強化に向けた本年度の取組目標を設定しました。新たに 6 市町が児童相談記録システムを、22 市町が児童虐待防止のための巡回車両を導入しました。 <p>(2) 課題</p> <ul style="list-style-type: none"> 取組目標の達成に向けて、市町の取組に対するフォローアップが必要です。 また、市町の児童相談や母子保健担当職員のより一層のスキルアップ、意識の向上が必要です。
下半期 (翌年度) に向けた改善のポイントと取組方向*
<p>〔下半期〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 年度末に、市町の児童相談体制の強化に向けた取組状況を把握するとともに、課題については、翌年度の取組につなげていきます。 引き続き、市町職員対象に実践的な研修を実施し、市町職員のスキルアップを図り、市町の児童相談対応力の向上を支援します。 <p>〔翌年度〕</p>

- ・ 市町ごとに児童相談体制が異なることから、毎年度、定期協議を実施しながら、各市町の実情に応じた支援を図っていくことが重要です。
そのため、引き続き、市町要保護児童対策地域協議会の運営やケースマネジメントの充実を図るためのアドバイザー派遣を行うとともに、市町職員の人材育成を図る必要があります。

【以下、記入不要】

4 年間実施結果

取組結果

成果と残された課題*

(1) 成果

(2) 課題

見直しの視点^{注1)}

事業目的の妥当性 県関与の必要性 手段の有効性 手段の効率性 緊要性
該当なし

見直しの方向

廃止(廃止) 廃止(民営化) 廃止(国へ移譲) 廃止(市町へ移譲) 廃止(休止)
見直し・縮小(要改善) 統合化(要改善) 終期設定(要改善) 現行通り 拡充

民間活力の活用^{注2)}

人材派遣 委託 PFI等 指定管理者制度 地方独立行政法人 現行通り

今後に向けた改善のポイントと取組方向*

(1) 見直しの視点・方向、民間活力の活用の判断理由

(2) 課題への対応

【注1】

①各事業を別紙「事務事業の見直しの視点」の5つの視点に基づいてチェックし、それぞれの視点から問題がないかを検証します。問題があると判断した場合は、「見直しの視点」に該当する項目に■を記入し

平成26年度事業マネジメントシート（事務事業）

担当課 健康福祉部 子ども・家庭局 子どもの育ち推進課

1 事業概要

細事業名	少子化対策市町創意工夫支援交付金					区分	新規	
施策	231	子どもの育ちを支える家庭・地域づくり						
基本事業	23102	家庭力・地域力の向上支援						
		目標項目	25年度実績値			目標項目		
		「みえ次世代育成応援ネットワーク」会員数（累計）				1,500 会員		
選択・集中								
重点化施策	重点	231 子どもの育ちを支える家庭・地域づくり						
根拠 (法令等)	地域の実情に応じたきめ細かい少子化対策が必要							
予算額等	年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度		
	予算額							
決算額								
事業の目的	市町における少子化の課題の解決のため、地域の実情やニーズに応じたきめ細かい少子化対策を支援します。							
事業目標	市町が地域の実情に応じて、自らの創意工夫により、少子化対策に取り組むための財政支援制度として、自由度の高い交付金を創設することにより、市町が少子化対策に取り組む機運の醸成及び取組の活性化を図ります。							
前年度からの変更点								
事業の必要性と期待される効果	<p>少子化対策の推進に関しては、国や県や市町、地域の活動団体、住民それぞれが、それぞれの役割の中で進めていくことが重要と考えますが、特に、住民の結婚支援や母子保健事業等に直接取り組むことができる市町において、「地方目線」、「当事者目線」で各地域の少子化の原因や実情に応じて創意工夫し、課題の解決のためのきめ細かい対策を講じることが重要です。</p> <p>しかしながら、いくつかの市町にとって新たな対策を実施するには、財政的な支援等の動機付けも必要とされている面もあります。</p> <p>市町が自由度の高い少子化対策市町創意工夫支援交付金を活用することにより、地域の実情やニーズに応じた、きめ細かい少子化対策が実施されることが期待できます。</p>							

2 取組詳細

取組概要

市町が創意工夫し、地域それぞれの実情や課題の解決のための、きめ細かい少子化対策を講じるために要する経費について、対象事業費の1/2以内、1市町あたり1,000千円を交付額の上限として交付します。

取組内容等

1 【新規】少子化対策市町創意工夫支援交付金

【当初予算額10,000千円(うち一般財源10,000千円)】

三重県の少子化対策がめざすべき姿とした「結婚したい人が結婚でき」、「子どもを産みたい人が安心して産み育てられる」社会の実現に資する事業及び少子化対策に取り組む機運の醸成に資する事業を対象として、市町が取り組む少子化対策の事業に対し事業費の一部を交付します。

(交付の対象市町) 県内 29 市町

(交付対象事業)

新規事業及び既存事業の拡充について対象とします。

(交付金額)

市町から、交付対象事業の申請(提案)を受け、対象事業費の1/2以内、1市町あたり1,000千円を交付額の上限として予算額の範囲内で交付します。

(事業実施期間)

平成26年度から平成28年度(3カ年)とします。ただし、平成27年度以降については、国の動向を踏まえ、事業の展開状況、成果等を検証の上、対象事業の内容等について再検討します。

国の地域少子化対策強化交付金と比較して、結婚支援イベントなどにも活用できるほか、他の補助事業や既存事業の拡充部分についても交付の対象とすることで、地域それぞれの課題に対応し、より自由度が高い少子化対策に資する制度とします。

(参考) ※国の地域少子化対策強化交付金

対象事業の構成

- ① 結婚・妊娠・出産・育児切れ目ない支援を行うための仕組みの構築
- ② 結婚に向けた情報提供等
- ③ 妊娠・出産に関する情報提供
- ④ 結婚・妊娠・出産・育児をしやすい地域づくりに向けた環境整備

必要要件

- 新規事業であること。
- 市町村独自の取組であって、先駆的であると認められるもの。

平成26年度事業マネジメントシート（事務事業）

担当課 健康福祉部 子ども・家庭局 子どもの育ち推進課

1 事業概要

細事業名		少子化対策県民運動等推進事業費				区分	新規
施策		231	子どもの育ちを支える家庭・地域づくり				
基本事業		23102	家庭力・地域力の向上支援				
		目標項目		25年度実績値	目標項目		
		「みえ次世代育成応援ネットワーク」会員数（累計）			「みえ次世代育成応援ネットワーク」会員数（累計）		
選択・集中							
重点化施策		重点	231 子どもの育ちを支える家庭・地域づくり				
		三重県子ども条例					
予算額等	年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
	予算額						
	決算額						
事業の目的		<p>結婚したい人が結婚でき、子どもを産みたい人が安心して産み育てられる地域社会づくりをめざして、多様な主体の参画を得ながら少子化対策に関する県民運動を展開し、県民総ぐるみで少子化対策に取り組む機運の醸成等を目的とします。あわせて、ワーク・ライフ・バランスの実現や子育てしやすい職場環境づくりの意識啓発をめざします。</p> <p>また、他県等と連携して、広く少子化対策への意識喚起を行うことを目的とします。</p>					
事業目標		<p>三重県の少子化対策を推進する場づくりを進めるとともに、仕事と子育ての両立を図る企業等の取組を水平展開できるよう企業子宝率調査を実施します。また、「子育て同盟」加盟県等と連携して、地域における少子化対策を進めます。</p>					
前年度からの変更点							
事業の必要性と期待される効果		<p>少子化の進展は、我が国の社会経済システムや地域のあり方に大きな影響を及ぼす社会的課題であり、「みえ県民意識調査」等によれば、さまざまな事情により結婚や子どもを持つことについて希望がかなわない現実があることが明らかになっているため、本県においても、理想と現実のギャップの要因となっている課題を解消し、県民の幸福実感を高めていくことが求められています。</p> <p>一方で、少子化進展の要因は様々であり、即効性のある対策を講じることは困難といわれていますが、県民一人ひとりがこうした課題に対応するという意識を持つことが大切であり、このため、少子化対策を様々な主体の参画を得て、県民総ぐるみの県民運動に取り組む必要があります。</p> <p>各主体が一堂に会し、少子化対策について連携した取組や新たな発想について話し合い、主体的な取組を促すことで、今まで以上の対策が進むことが期待されます。また、働き方を変えることで、男性の育児参画が進み、安心して子どもを産み育てる地域づくりが進み</p>					

ます。

他県等と連携することで、先進的な事例を共有するなど、より効果的な取組を実施することができます。

2 取組詳細

取組概要

多様な主体の関係者が一堂に会する会議を開催するとともに、有識者等によるセミナーの開催や啓発冊子の配布等により、少子化対策の機運の醸成等を行うほか、子育てと仕事の両立が進むよう取り組みます。また、子育て同盟県等との連携（共同事業）や効果的な情報の収集・発信等を行います。

取組内容等

(1) 【新規】少子化対策県民運動推進事業【当初予算額 9,694 千円（うち一般財源 9,683 千円）】

結婚したい人が結婚でき、子どもを産みたい人が安心して産み育てられる地域社会づくりをめざして、医療・福祉・労働・教育関係者・産業界・地域の活動団体・市町・県など多様な主体の参画を得ながら少子化対策に関する県民運動を展開し、県民が一体となって少子化対策に取り組む機運の醸成等を行います。あわせて、ワーク・ライフ・バランスの実現や子育てしやすい職場環境づくりの意識啓発を行います。

①三重県少子化対策推進県民会議（仮称）の開催

多様な主体の関係者が一堂に会し、少子化対策県民運動を進めるための情報交換、意識の共有等を行うとともに、各主体の関係者への広報や啓発、各主体における取組の連携や表彰などを行うほか、県民に広く行動を呼びかけるなど、県民総ぐるみの県民運動を実践します。

②企業における子育てと仕事の両立などの職場環境づくり機運の醸成

企業子宝率調査（企業における合計特殊出生率の調査等職場環境の調査）により、子育てと仕事の両立を上手に進めている企業の取組を水平展開し、県内の企業全体の少子化対策の推進を図ります。

③地域の活動団体との連携

地域にある子育てサークル等と連携し、少子化対策に関する応援協定を締結するなどして、様々な地域の主体と連携して取組を進めます。

④セミナー開催、普及啓発等

その他、少子化対策をPRする啓発パンフレット等を作成するとともに、市町や企業向け、家族向けのセミナーにおいて配付等を行い、機運醸成を図ります。

(2) 【新規】子育て同盟県等他県との連携（共同事業）や効果的な情報の収集・交換・発信

【当初予算額 1,806 千円（うち一般財源 1,806 千円）】

子育て支援について志を高くする自治体が、切磋琢磨しながら子育て支援施策を実施、先導するとともに、広く少子化対策への意識喚起を行うことを目的として、宮城県、長野県、鳥取県、岡山県、広島県、徳島県、高知県、佐賀県、宮崎県とともに 10 県で「子育て同盟」を結成しており、10 県知事が地方・現場の立場から、少子化対策・子育て支援策について語り、これまで共同イニシアティブ事業の検討や国への提言などを行っています。

この子育て同盟加盟各県やその他の県と連携しながら、子育て支援や少子化対策の先進的な取組を共同で実施するなどにより、効果的な事業を実施します。

- ・ 子育て同盟サミットの開催（負担金）
- ・ 「はぐくみ支援ポータルサイト」（仮称）の共同運営
- ・ 子育て支援に関する共同調査チームの設置
- ・ 「育児・家族の日」等の設定や一斉キャンペーン等の実施 など

平成26年度事業マネジメントシート（事務事業）

担当課 健康福祉部 子ども・家庭局 子どもの育ち推進課

1 事業概要

細事業名	男性の育児参画推進事業					区分	新規	
施策	231	子どもの育ちを支える家庭・地域づくり						
基本事業	23102	家庭力・地域力の向上支援						
		目標項目	25年度実績値		27年度目標値			
		「みえ次世代育成応援ネットワーク」会員数（累計）			1,500会員			
選択・集中								
重点化施策	重点	231 子どもの育ちを支える家庭・地域づくり						
根拠 (法令等)	三重県子ども条例 次世代育成支援対策推進法							
予算額等	年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度		
	予算額							
	決算額							
事業の目的	子どもを産み育てたい人の希望を叶えるためには、女性の育児負担を減少させ、夫婦と一緒に子育てをすることが大切であることから、市町や関係機関と連携し、男性の育児参画の機運を醸成することを目的とします。							
事業目標	平成26年度に、男性の育児参画や地域全体で子育てを支援する機運を醸成するための「ファザーリング全国フォーラム in みえ」を開催します。 全国大会にあわせて、男性の育児参画の機運を醸成する取組を実施します。							
前年度からの変更点								
事業の必要性と期待される効果	第2子以降の出生には男性の育児参画が影響する（女性の育児負担における心理的な孤立感をなくすことができるなど）ともいわれている一方で、先進諸国と比較して、まだ男性の育児参画は進んでおらず、男性の育児参画の機運を醸成することが必要です。 男性の育児参画が進むことにより、安心して子どもを産み育てられる地域社会づくりが進むものと期待しています。							

2 取組詳細

取組概要

ファザーリング全国フォーラムを開催し、男性の育児参画に係る情報提供を行うとともに男性の育児参画に係る広報を行い男性の育児参画の機運醸成を図ります。

取組内容等

(1) 【新規】ファザーリング全国フォーラムの開催

【当初予算額 1,928千円（うち一般財源 1,928千円）】

男性の育児参画の現状や支援等の手法（全国の取組）について、県内市町や企業、地域の活動団体のほか、子育て中の方などが共通の意識で学び合うためにファザーリング全国フォーラムを開催します。

また、その後の各主体での取組等を通して、男性の育児参画取組のより一層の推進、男性の育児参画に係る気運を盛り上げます。

また、フォーラム開催に向けて、県と市町や企業、地域の活動団体等が協力して、関連イベントなどでの広報や男性の育児参画に関する機運を盛り上げていくこととし、フォーラム開催を通じて、多くの県民を巻き込んで、子育て家庭を応援し、男性が子育てに積極的に参画する地域社会づくりをめざします。

(2) 【新規】ファザーリング全国フォーラムに併せた男性の育児参加の機運醸成のための広報等

【当初予算額 1,206千円（うち一般財源 1,206千円）】

・ラジオ等を利用した情報発信や気運の醸成

イクメンパパとその子どもとの触れ合いを通じたラジオドラマ等を作成・放送することにより子育ての楽しさを県民に伝えるとともに、企業等への啓発を行います。

・男性の育児参画啓発冊子の作成

男性の育児参画の機運を醸成するための啓発冊子を作成し、市町等を通じ県民に配布します。

平成26年度事業マネジメントシート（事務事業）

担当課 健康福祉部 子ども・家庭局 子育て支援課

1 事業概要

細事業名	不妊相談・治療支援事業				区分	一部新
施策	232	子育て支援策の推進				
	23202	母子保健対策の推進				
基本事業	目標項目		25年度実績値	27年度目標値		
	三重県不妊専門相談センターへの相談件数			220件		
選択・集中	緊5					
重点化施策	重点	232 子育て支援策の推進				
根拠 (法令等)	母子保健医療対策等総合支援事業実施要綱					
予算額等	年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	予算額		320,160	353,058		
	決算額	336,661	374,901			
事業の目的	子どもを産みたい人が安心して産み育てられる、出産・子育てに希望がもてる三重をめざして、不妊や不育症に悩む夫婦を支援する。					
事業目標	不妊や不育症に悩む夫婦が安心して治療が受けられるようになる。					
前年度からの 変更点	<p>特定不妊治療費助成については、国の制度改正により、年齢に応じて助成回数が変更となる。合わせて、県単事業で実施している上乗せ助成の回数を拡大する。</p> <p>県単事業として、不育症治療等に対する助成、男性不妊治療に対する助成、および2人目以降の特定不妊治療に対する助成回数追加を実施した市町に対する費用の一部助成を開始するとともに、不妊症看護認定看護師資格取得の支援を開始する。</p>					
事業の必要性と期待される効果	<p>特定不妊治療は、高額な医療費がかかり、保険も適用されない。不育症は、治療方針が一定ではなく難解な疾患であることから、検査や治療の多くが保険診療対象外となっている。このため、不妊や不育症に悩む夫婦は、経済的な負担を強いられているとともに、精神的にも不安を抱えている。</p> <p>そこで、特定不妊治療や不育症治療等を受けた夫婦に対して費用の一部を助成することにより、不妊や不育症に悩む夫婦を経済的に支援するとともに、専門相談により精神的な負担を軽減する必要がある。さらに、所得の少ない夫婦については、特に重点的な支援が必要である。</p> <p>これらの支援により、不妊や不育症に悩む夫婦が安心して治療が受けられるようになる。</p>					

2 取組詳細

取組概要	<p>不妊や不育症に関する悩み等に対応するため、「不妊専門相談センター」において不妊や不育症に関する相談や、不妊や不育症の治療に関する情報提供を行う。</p> <p>特定不妊治療を受けた夫婦に対して費用の一部を助成するとともに、上乗せ助成、男性不妊治療に対する助成、および2人目以降の特定不妊治療に対する助成回数追加を実施した市町に対して費用の一部を助成する。また、不育症治療等に対する助成を実施した市町に対して費用の一部を助成する。</p> <p>また、不妊症看護認定看護師資格を持つ人材の育成を支援する。</p>
取組内容等	

(1) 不育症治療費等助成事業〔新規〕 【予算額（うち一般財源）1,600千円（1,600千円）】

不育症は、治療方針が一定ではなく難解な疾患であることから、検査や治療の多くが保険診療対象外となっており、不育症に悩む夫婦は、経済的に大きな負担を強いられている。一部の市町では、不育症にかかる検査や治療への助成を開始していることから、県が市町の助成事業を支援することによってこれらの助成事業の拡充を図り、不育症に悩む夫婦の経済的負担を軽減する。

【制度概要】

市町が実施する不育症治療費等にかかる助成に対して、市町助成額の1/2を補助金として市町へ交付する。

【助成要件】

- ・ 対象治療：市町が助成した保険適用外の不育症治療費および検査費
- ・ 対象者：県内各市町に住所を有する法律上の夫婦
- ・ 助成額：市町が助成した額の1/2（但し上限5万円）
- ・ 助成回数：1年度あたり1回まで
- ・ 所得制限：なし
- ・ 医療機関：特定不妊治療費助成事業指定医療機関その他市町が認める医療機関

(2) 特定不妊治療費助成事業〔改正〕

特定不妊治療は、高額な医療費がかかり、保険も適用されないため、不妊に悩む夫婦は、経済的に大きな負担を強いられていることから、特定不妊治療を受けた夫婦に対して費用の一部を助成することで、不妊に悩む夫婦を経済的に支援する。

【改正概要】（国の制度改正により、平成26年度から助成回数が変更される）

【改正後】

- ・ 新規申請者…39歳以下は年間制限なく通算6回まで。
40歳以上は初年度3回まで、2年目2回まで。
- ・ 平成25年度以前からの助成者
1年度目は年3回まで、2年度目以降は年2回を限度に通算5年間助成。
ただし、通算10回が上限。

【現行制度】

- 1年度目は年3回まで、2年度目以降は年2回を限度に通算5年間助成。

ただし、通算 10 回が上限。

【国の制度改正】

	特定不妊治療費助成事業
平成 25 年度	初年度 3 回まで、2 年目以降年間 2 回まで、通算 5 年 10 回まで
平成 26 年度 平成 27 年度 (移行期間)	〔新規申請者〕 ○ 39 歳以下：通算 6 回まで・年間制限なし ○ 40 歳以上：初年度 3 回まで、2 年目 2 回まで 〔25 年度以前からの助成者〕 初年度 3 回まで、2 年目以降年間 2 回まで、通算 5 年 10 回まで
平成 28 年度～	○ 39 歳以下：通算 6 回まで・年間制限なし ○ 40～42 歳：通算 3 回まで・年間制限なし ○ 43 歳以上：助成対象外

(3) 特定不妊治療費助成金上乘せ事業 [改正] 【予算額 (うち一般財源)】 41,078 千円 (41,078 千円)

国の助成制度が平成 26 年度から改正され、妊娠・出産に伴うリスクが相対的に少なく、治療により出産に至る確率がより高い年齢のうちに必要な治療が受けられるよう、年間助成回数等が見直される。これに合わせて、所得の少ない夫婦に対する、県の上乗せ事業について改正を行う。

【改正概要】

国の制度改正に合わせて県単上乘せ事業の助成回数を変更する。新規申請者は、39 歳以下の場合、年間制限なく通算 6 回まで上乘せ助成する。40 歳以上の場合、初年度 3 回まで、2 年目 2 回まで上乘せ助成する。25 年度以前からの助成者は、年 1 回、通算 5 年まで上乘せ助成する。

【備 考】

- ・ 夫婦合算所得 400 万円未満、上限 10 万円の要件は維持する。

(4) 2 人目以降の特定不妊治療に対する助成回数追加事業 [新規]

【予算額 (うち一般財源)】 195 千円 (195 千円)

国の制度改正に伴い、平成 26 年度からは助成上限回数が減少する。このことの根拠は、妊娠の確率が累積 6 回程度までは増加するが、その後はほとんど増加しないことによる。しかし、特定不妊治療費助成を受けて 1 人目を出産した夫婦が、2 人目の治療を受けようとする際に、助成上限回数の減少により助成が受けられないことが想定され、特に所得の少ない夫婦がこのことで 2 人目を断念するおそれがある。このため、夫婦合算所得 400 万円未満の夫婦に限り、2 人目以降の特定不妊治療に対して、現行制度と同じ回数まで助成することにより支援を行う。

【助成要件】

- ・ 対 象 者：特定不妊治療費助成事業の支給要件を満たし、1 人以上の実子がいる夫婦のうち、制度改正後の助成上限回数を超過し、かつ制度改正前の助成上限回数以内の夫婦
- ・ 助 成 額：市町が助成した額の 1/2 (但し上限 75,000 円 ※CF は 37,500 円)
- ・ 助成回数：特定不妊治療費助成を受けた回数と合算して通算 10 回まで
- ・ 所得制限：夫婦合算所得 400 万円未満
- ・ 医療機関：特定不妊治療費助成事業指定医療機関

(5) 男性不妊治療費助成事業〔新規〕 【予算額(うち一般財源)】650千円(650千円)

不妊の原因の半数は男性にあるが、このことは広く知られておらず、不妊に悩む夫婦の精神的な負担の一因となっている。男性不妊について広く周知啓発することにより、不妊に悩む夫婦が安心して妊娠・出産ができる環境を整備していく。

また、所得の少ない夫婦にとっては、特定不妊治療にかかる経済的負担が特に大きいことから、上乗せ助成を行っているところであるが、男性不妊治療を行う場合、さらに治療費が増大し経済的負担が一層大きくなるため、特に重点的に支援を行う。

【制度概要】

現行制度において、特定不妊治療を受けた夫婦合算所得400万円未満の夫婦に対しては上限10万円の上乗せ助成をしている(市町が助成し県がその1/2を補助)。

特定不妊治療費が、助成上限額15万円(CFは7万5千円)と上乗せ上限額10万円の合計金額25万円(CFは17万5千円)を上回る場合、男性不妊治療費に限り、さらに5万円まで上乗せ可能とする。助成総額は最大30万円(CFは22万5千円)となる。

【助成要件】

- ・ 対象治療:市町が助成した男性を対象とする不妊治療(特定不妊治療の一環として実施するもの)。例えば精巣内精子生検採取法(TESE)や精巣上体内精子吸引採取法(MESA)。保険適用外の治療であること。
- ・ 対象者:県の特定不妊治療費助成を受け、市町が上乗せ助成した夫婦のうち、医療費が助成上限額を超過し、かつ男性を対象とする不妊治療を受けた夫婦。
- ・ 助成額:市町が助成した額の1/2(但し上限25,000円)
- ・ 助成回数:新規申請者…39歳以下は通算6回まで(年間制限なし)
40歳以上は初年度3回まで2年目2回まで
25年度以前からの助成者…年1回、通算5年まで
- ・ 所得制限:夫婦合算所得400万円未満
- ・ 医療機関:特定不妊治療費助成事業指定医療機関または同医療機関の医師の指示等により受診した医療機関。

(6) 不妊症看護認定看護師資格取得支援事業〔新規〕【予算額(うち一般財源)】129千円(129千円)

不妊に悩む夫婦、不妊治療を受ける夫婦が増加を続ける中、不妊治療に関して高度な能力を有する看護師を医療機関に配置することで、治療者に対する支援体制を充実させていく。

【制度概要】

平成26年度は、不妊治療実施医療機関等において不妊治療に従事する看護師等を対象としたセミナーを開催し、当資格の取得を促し、不妊症看護の品質を向上させることを目指す。

平成27年度は、当資格の取得にかかる費用の一部を助成することで、不妊症看護の質を向上させることを目指す。

【備考】

- ・ 不妊治療は精神的にも負担が大きく、不妊専門相談センターにも治療に関する悩み相談が多く寄せられている(H24年度「治療に関する悩み」170件)。

- ・ 認定看護師は、医療現場で治療方針に応じて個別に患者のケアを行い、県の不妊専門相談センターは不妊に関する総合的な相談に対応している。両者が車の両輪のように機能することで患者への支援が充実するものである。

(7) 不妊・不育症知識普及啓発事業〔改正〕 【予算額(うち一般財源)】1,104千円(552千円)

不妊や不育症に関する正しい知識を普及啓発することにより、不妊や不育症に悩む夫婦やその周囲の理解を促進し、治療を受けやすい環境づくりを行っていく。

【改正概要】

- ・ 不妊や不育症に関する正しい知識を普及啓発するため、有識者による講演会等を開催する(不妊に関する講演1回、不育症に関する講演1回、不妊治療者交流会1回)。
- ・ 男性不妊も含め、不妊専門相談体制を強化するため、相談員を2名体制から3名体制に増員する。

(8) 不妊専門相談事業〔継続〕

不妊専門相談センターにおいて、不妊や不育症に関する悩み等に関する電話相談、面接相談を行う。

※毎週火曜日(祝日・年末年始除く)10:00~20:00

不妊治療、不育症治療にかかる助成制度の関連（平成26年度）

		夫婦合算所得	
		0円	400万円
			730万円
特定不妊治療	<p>男性不妊治療費助成事業【県単】</p> <p>男性不妊治療に限り上乗せ上限5万円 (県→市町1/2補助)</p> <p>年1回、5年まで</p>		<p>既存事業 (制度改正)</p>
	<p>特定不妊治療費助成金上乗せ事業【県単】</p> <p>上乗せ上限10万円(県→市町1/2補助)</p> <p>(新規)39歳以下:年度制限なく通算6回まで 40歳以上:初年度3回、2年目2回まで (H25以前からの受給者)年1回、5年まで</p>	<p>市町単独助成 (一部)</p> <p>[上乗せ]</p>	<p>新規事業</p>
	<p>特定不妊治療費助成事業【国補】</p> <p>治療内容A,B,D,E 上限15万円 治療内容C,F 上限7万5千円</p> <p>(新規)39歳以下:年間制限なく通算6回まで 40歳以上:初年度3回、2年目2回まで (H25以前からの受給者)年2回(初年度3回)、5年10回まで</p> <p>※財源は補助金から安心こども基金に変更</p>		<p>市町単独助成 (一部)</p> <p>[所得制限なし]</p>
	<p>2人目以降の特定不妊治療に対する 助成回数追加事業【県単】</p> <p>助成制限回数を超過した場合、 通算10回まで助成(県→市町1/2補助)</p>		
一般不妊治療			<p>市町単独助成(一部)</p>
不育症治療	<p>保険適用外</p>	<p>不育症治療費等助成事業【県単】</p> <p>上限10万円(県→市町1/2補助)、年1回まで、所得制限なし</p>	
	<p>保険適用</p>	<p>市町単独助成(一部)</p>	

平成25年度事業マネジメントシート（事務事業）

*は事務事業総括表へ反映

担当課

健康福祉部子ども・家庭局子育て支援課

1 事業概要

細事業名 *	不妊相談・治療支援事業費					区分	継続	
施策	232	子育て支援策の推進						
基本事業	23202	母子保健対策の推進						
		目標項目	前年度現状値		27年度目標値			
		三重県不妊専門相談センターへの相談件数	273件		220件			
選択・集中	232	子育て支援策の推進						
重点化施策	23202	母子保健対策の推進						
根拠 (法令等)	母子保健医療対策等総合支援事業実施要綱							
予算額等	年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度		
	予算額 (千円)		320,160	353,058				
	決算額 (千円)	336,661	374,901					
事業の目的	不妊に関する悩み等に対応するため、「不妊専門相談センター」において不妊や不育症に関する相談や不妊治療に関する情報提供を行います。また、特定不妊治療を受けた夫婦に対して費用の一部を助成します。							
事業目標	<p>1. 三重県不妊専門相談センター事業 不妊に関する悩み等に関する電話相談、面接相談を行います。</p> <p>2. 特定不妊治療費助成事業（国庫補助事業） 特定不妊治療（体外受精および顕微授精）を受けた夫婦に対して不妊治療費の一部を助成します。</p> <p>3. 特定不妊治療費補助金事業（県単事業） 上記に上乗せ助成を実施する市町に対し、補助金を交付します。</p>							
前年度からの変更点								

事業の必要性と期待される効果	<p>特定不妊治療は、高額な医療費がかかり、保険も適用されないため、不妊に悩む夫婦は、経済的に大きな負担を強いられています。</p> <p>このため、特定不妊治療を受けた夫婦に対して不妊治療費の一部を助成するとともに、特に低所得の夫婦を対象として、県補助事業による助成額の上乗せを実施しているところ です。</p> <p>また、不妊に悩んでいる方の相談や情報提供を行うために、「三重県不妊専門相談センター」を設置し、電話相談や面接相談を行っています。</p>
----------------	---

2 取組詳細

取組概要	<p>1. 三重県不妊専門相談センター事業 不妊に関する悩み等に関する電話相談、面接相談を行います。</p> <p>2. 特定不妊治療費助成事業（国庫補助事業） 特定不妊治療（体外受精および顕微授精）を受けた夫婦に対して不妊治療費の一部を助成します。</p> <p>3. 特定不妊治療費補助金事業（県単事業） 上記に上乗せ助成を実施する市町に対し、補助金を交付します。</p>
取組内容等	

1. 三重県不妊専門相談センター事業

不妊に関する悩み等に関する電話相談、面接相談を行います。
平成 24 年度からは、不育症に関する相談にも対応しています。

①設置場所及び電話番号

三重県立看護大学 地域交流研究センター内 059-211-0041

②相談日時 毎週火曜日 10:00～20:00

（ただし、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)を除く)

③相談員 不妊カウンセラー（助産師、看護師）

④不妊治療者交流会の開催

不妊治療者が互いに支えあう自助グループの育成が求められており、不妊治療者同士が同じ状況にある治療者と交流を深め、体験や情報を共有できるよう、交流会を開催します。

⑤不妊治療に関する講演会の開催

不妊に関する検査や治療等に関する最新医療の情報を提供するとともに、不妊治療者の理解を深めることを目的に講演会を開催します。

⑥不妊相談員の研修、不妊相談検討会の開催

2. 特定不妊治療費助成事業（国庫補助事業）

特定不妊治療（体外受精および顕微授精）を受けた夫婦に対して不妊治療費の一部を助成します。

①助成対象者 ・指定医療機関で特定不妊治療を受けた戸籍上の夫婦（三重県に居住）

・所得制限 730 万円未満（夫婦合算ベース）

②給付内容 1 回の治療につき 15 万円まで（平成 25 年度より一部 7.5 万円まで）

1 年度目は年 3 回まで、2 年度目以降は年 2 回を限度に通算 5 年間助成。

ただし、通算 10 回が上限。

3. 特定不妊治療費補助金事業（県単事業）

次の特定不妊治療費助成を実施する市町に対し、補助金を交付します。

- ①助成対象者 ・当該市町に居住する、上記 2 の助成金給付対象者
・所得制限 400 万円未満(夫婦合算ベース)
- ②給付内容 上記 2 の助成金に上乗せ（1 回の治療につき 10 万円まで）
年 1 回を限度に通算 5 年まで

3 中間進捗情報

成果と残された課題*

- ・特定不妊治療費助成実績は、9 月末時点で 6 7 1 件（前年同期比 105%）でした。
 - ・不妊専門相談件数は、9 月末時点で 1 2 7 件（前年同期比 92%）でした。
- 引き続き、不妊に悩む夫婦への支援を継続していきます。

下半期（翌年度）に向けた改善のポイントと取組方向*

〔下半期〕

引き続き、不妊に悩む夫婦への支援を継続していきます。

〔翌年度〕

- ・国の制度改正に合わせて、県単上乗せ助成制度を改正します。
- ・不育症治療費等助成制度を創設します。

4 年間実施結果

取組結果

※年間の取組結果（実績）を記載する。

成果と残された課題*

（1）成果

※ 事業目的に照らして、どのような成果が得られたかを記載する。

（2）課題

※ 事業目的を達成するために、次年度に向けて残った課題を記載する。

※ 効率的・効果的に事業目的を達成するために、事業の実施方法に問題がなかったかを整理する。

見直しの視点*

総	<input type="checkbox"/> 事業目的の妥当性 <input type="checkbox"/> 県関与の必要性 <input type="checkbox"/> 手段の有効性 <input type="checkbox"/> 手段の効率性 <input type="checkbox"/> 緊要性 <input type="checkbox"/> 該当なし
	見直しの方向
合	<input type="checkbox"/> 廃止(廃止) <input type="checkbox"/> 廃止(民営化) <input type="checkbox"/> 廃止(国へ移譲) <input type="checkbox"/> 廃止(市町へ移譲) <input type="checkbox"/> 廃止(休止) <input type="checkbox"/> 見直し・縮小(要改善) <input type="checkbox"/> 統合化(要改善) <input type="checkbox"/> 終期設定(要改善) <input type="checkbox"/> 現行通り <input type="checkbox"/> 拡充
	民間活力の活用 ^{注2}
判	<input type="checkbox"/> 人材派遣 <input type="checkbox"/> 委託 <input type="checkbox"/> PFI等 <input type="checkbox"/> 指定管理者制度 <input type="checkbox"/> 地方独立行政法人 <input type="checkbox"/> 現行通り
	今後に向けた改善のポイントと取組方向* (1) 見直しの視点・方向、民間活力の活用の判断理由 ※ 見直しの視点・方向、民間活力の活用で該当する項目を選択した理由を記載する。 (2) 課題への対応 ※ 残った課題に対して、次年度に向けて見直すべき取組はないかを検討し、今後の対応を整理する。 ※ 効率的・効果的な事業実施のために、どのような改善を行う必要があるかを整理する。

【注1】

①各事業を別紙「事務事業の見直しの視点」の5つの視点に基づいてチェックし、それぞれの視点から問題がないかを検証します。問題があると判断した場合は、「見直しの視点」に該当する項目に■を記入してください。(細々事業単位で方向性が異なる場合は複数選択可)

② 上記①の結果を踏まえ、別紙「事務事業見直しの判断基準」のどの観点から事業を見直すかを検証し、「見直しの方向」の該当する項目に■を記入します。(細々事業単位で方向性が異なる場合は複数選択可)

【注2】 詳細は、別紙「三重県民間活力等活用指針(仮称)」を参照し、あてはまるものに■を記入します(重複可)

平成26年度事業マネジメントシート（事務事業）

担当課 健康福祉部 子ども・家庭局 子育て支援課

1 事業概要

細事業名	思春期ライフプラン教育事業				区分	新規
施策	232	子育て支援策の推進				
	23202	母子保健対策の推進				
基本事業	目標項目		25年度実績値		27年度目標値	
	三重県不妊専門相談センターへの相談件数				220件	
選択・集中						
重点化施策	重点	232 子育て支援策の推進				
根拠 (法令等)	三重県「健やか親子いきいきプランみえ」					
予算額等	年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	予算額					
	決算額					
事業の目的	思春期から男女ともに、自身の生き方について考えられるよう、中学生を対象に妊娠、出産に関する医学的知見を踏まえた正しい知識の普及や、乳児とふれあう実体験の場を提供することにより家族の愛情や命の大切さを学ぶことで自己肯定感を高める。					
事業目標	思春期ライフプラン教育を実施する市町の増加					
前年度からの変更点						
事業の必要性と期待される効果	<p>中学生自身が、赤ちゃんを抱っこしたり、妊婦さんから胎児の心音を聞くことにより、児への愛着や家族の愛情を感じとることで家族観の醸成を育む。</p> <p>また、医学的な妊娠、出産の適齢期や母体への影響など正しい知識や情報を提供することにより、自身の将来を見据えた自己肯定感が高まる。</p> <p>地域保健と教育と連携して取り組むことにより思春期保健対策の基盤整備にも繋がる。</p>					

2 取組詳細

取組概要	<p>①乳幼児ふれあい体験 管内小中学校と連携し、市町が実施する育児相談やパパママ教室の機会を活用し、人形等を用いて、赤ちゃんの特徴等説明を受け、人形を用いた練習後、実際に赤ちゃんにふれる体験を行う。</p> <p>②市町教育委員会や学校と連携し産婦人科医師や助産師等を外部講師として、一定の学年を定めた全中学生を対象に思春期教育（ライフプラン教育）の取組を普及する。</p> <p>③思春期ライフプラン教育について、説明会や研修会を開催</p>
取組内容等	

①乳幼児ふれあい体験 【予算額（うち一般財源）】500千円（500千円）

小中学生がパパママ教室や育児相談の場を活用し直接赤ちゃんを抱っこしたり、妊婦さんから胎児の心音を聞くことにより、赤ちゃんへの愛着、家族の愛情や命の大切さを学ぶ。
(子育て支援に取り組むNPO法人と、各市町、教育委員会と連携して実施)

②思春期教育事業 【予算額（うち一般財源）】1,200千円（1,200千円）

産婦人科医師・助産師等外部講師を活用した思春期教育は、地域、学校等により実施状況が異なり教育を受ける子どもと受けない子どもの格差が生じていることから、市町内で一定の学年を定め男女とも平等に学べる場を確保した思春期教育を実施する市町に対してかかる経費の補助を行う。

(市町内の全ての中学において思春期教育を実施する市町のみ補助を行う)

③思春期ライフプラン教育について、説明会や研修会を開催

【予算額（うち一般財源）】171千円（171千円）

中学校の保健体育や養護教諭を対象に取組趣旨、指導内容等の説明会を行う。

平成26年度事業マネジメントシート（事務事業）

担当課 健康福祉部 子ども・家庭局 子育て支援課

1 事業概要

細事業名	産前産後包括支援事業				区分	新規
施策	232	子育て支援策の推進				
基本事業	23202	母子保健対策の推進				
	目標項目		25年度実績値		27年度目標値	
	三重県不妊専門相談センターへの相談件数				220件	
選択・集中						
重点化施策	重点	232 子育て支援策の推進				
根拠 (法令等)	「みえ県民意識調査」結果 理想とするこどもの数が2.5人に対し、実際のこどもの数は1.7人に留まっている					
予算額等	年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	予算額					
	決算額					
事業の目的	少子化対策の取り組みを進めるため、子どもを持つことを望む県民が、理想とする子どもの数を産み育てられるよう、子育て環境が整っていないなど支援の必要な妊産婦を早期に把握し、途切れない家族支援の一環として、現在、産院入院期間が短縮傾向にある中、支援が整っていない産院退院直後の必要な支援をおこなうことにより、安心して子どもを産み育てられる環境を整える。					
事業目標	地域特性に応じた妊娠から出産、子育て期までの切れ目のない支援の推進					
前年度からの変更点						
事業の必要性と期待される効果	産院退院後の悩みや孤立感は、第2子以降の出生行動に影響を与えるといった指摘や、児童虐待の問題にかかわっているとの指摘がある。このため、出産前後の不安の強い時期から必要な支援を行うことで、子どもへの愛着が高まり子どもを持つことについての理想と現実のギャップの要因となっている子育て環境にかかる課題解決の一助となる。					

2 取組詳細

取組概要

核家族や晩産化等で育児支援者の無い、産婦が産院退院後、1週間程度の間、助産所や医療機関の空き病床を利用し宿泊や日帰りで、新生児の世話や助産師や看護師等専門家による保健指導や育児指導を受けることで、産婦の不安の解消に取り組む。

取組内容等

実施主体：県

産後ケア（レスパイト）事業 【予算額（うち一般財源）】5,040千円（5,040千円）

助産所または、医療機関の空きベッドを活用し、産院退院後の支援が必要な産婦に対し、1日もしくは1週間程度宿泊し、新生児の育児支援を受けるとともに助産師や看護師等専門家による母乳指導や沐浴指導等の育児支援を行う。

産婦や新生児の宿泊や日帰り利用に係る経費の一部を補助する。

平成26年度事業マネジメントシート（事務事業）

担当課 健康福祉部 子ども・家庭局 子育て支援課

1 事業概要

細事業名	保育士・保育所支援センター事業				区分	新
施策	232	子育て支援策の推進				
基本事業	23201	保育・放課後児童対策等の充実				
		目標項目	25年度実績値		27年度目標値	
		病児・病後児保育所の実施地域数（広域利用含む）			20地域	
選択・集中						
重点化施策	重点	232 子育て支援策の推進				
根拠 (法令等)						
予算額等	年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	予算額					
	決算額					
事業の目的	保育士不足解消のため、保育士・保育所支援センターにおいて、潜在保育士に向けての働きかけや学生に向けてのガイダンス等を実施することにより、県内の保育所で働く保育士数を増やします。					
事業目標	保育士・保育所支援センターにおいて、保育士の就労状況、潜在保育士の就労意向等を調査し、潜在保育士を保育士就職に結びつける有効な施策、学生向けの保育士就職に対する支援を講じることで、保育所への就職を促進します。					
前年度からの変更点	保育士登録を活用した保育士の就労状況、今後就労意向のある潜在保育士の把握を行うための調査事業を追加します。					
事業の必要性と期待される効果	<p>年度途中で保育士が確保できず、保育の必要な低年齢児が入所待機となる実情がある等、保育士不足が課題となっていますが、保育士資格を有する方が限られており、またその就労状況が明らかではありません。そのため、新任保育士のミスマッチの解消の取組による離職防止、潜在保育士に対する保育士再就職への働きかけに取り組むことが必要です。</p> <p>事業実施により、保育士養成施設の学生が、就職先のミスマッチにより早期離職することがないように、保育所にかかる情報等を事前に提供することで、希望にあった保育所で就労を継続することが可能となります。</p> <p>保育士資格所有者に対し、就職状況、再就職の意向等についてのアンケートを実施することで、潜在保育士の把握、及びその就労意向も確認でき、その後の再就職に向けた求職支援、情報提供につなげることが可能となります。また、同センターにおいて、保育士就</p>					

職フェアの開催を含めた専門的かつきめ細かな就労相談、就労支援を行うことで、保育士の就職促進に寄与します。

2 取組詳細

取組概要

指定保育士養成施設の学生向けのガイダンスを実施し、保育士にかかる情報提供等を行い、保育所就職に対する理解を深めるとともに、潜在保育士等に特化した就職フェアを実施します。

保育士資格を有する方に対するアンケートの実施を保育士・保育所支援センターに委託し、県内保育士登録のある保育士の就労状況、潜在保育士の就労意向等を把握します。

取組内容等

- ・社会福祉協議会（三重県保育士・保育所支援センター）に委託し、県内の保育士登録者へのアンケートを実施し、現在の就労状況、潜在保育士の把握及び今後の就労意向の調査を実施します。（新規）
- ・潜在保育士等に対する保育所就職フェアを実施します。
- ・指定保育士養成施設学生に向けた学生向けガイダンスを実施します。
- ・保育士の携わる関係団体、指定保育士養成施設の教員、行政等の関係機関による保育士・保育所支援・関係機関連携会議を開催し、保育士確保策についての協議を行うとともに、保育所就職フェアや保育士養成施設向けガイダンスの効果的な実施に向けて検討を行います。

※【当初予算額（うち一般財源）】

委託料 4,382 千円(安心子ども基金 2,191 千円 一般財源 2,191 千円)

平成26年度事業マネジメントシート（事務事業）

担当課 健康福祉部 子ども・家庭局 子育て支援課

事業概要

細事業名	次世代育成支援特別保育推進事業補助金					区分	一部新規	
施策	232	子育て支援策の推進						
	23201	保育・放課後児童対策等の充実						
基本事業	目標項目		25年度実績値		27年度目標値			
	病児・病後児保育所の実施地域数（広域利用含む）							
選択・集中								
重点化施策								
根拠 (法令等)								
予算額等	年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度		
	予算額		136,971千円	126,192千円				
	決算額	140,544千円	149,436千円					
事業の目的	<p>年度途中に保育所入所待機となりやすい乳幼児及びその保護者の保育ニーズに的確に対応し、待機児童発生の解消に努めます。また、病児・病後児保育等の特別保育を実施することで、子育て家庭のニーズに対応した保育サービスを充実します。</p>							
事業目標	<p>休日保育事業、病児・病後児保育事業、病児・病後児保育の広域対応を行う市町に対して補助を行い、子育て家庭の多様なニーズに応えます。</p> <p>年度途中の低年齢児の保育所入所ニーズに対応できるように年度当初から保育士を配置している市町に対して補助を行い、待機児童解消に努めます。</p> <p>病児・病後児保育施設整備について、病児・病後児保育事業を推進するため、開設の際の施設整備費に対して補助を行い、県内の設置か所を増やします。</p>							
前年度からの変更点	<p>低年齢児保育について、待機児童数に応じた補助基準により低年齢児保育推進のための補助を行う事業（低年齢児保育推進事業）を廃止し、年度当初から加配した保育士1名の人件費補助という実態に即した制度に見直します。</p> <p>病児・病後児保育施設整備事業について、開設の際の施設整備費に対して、新たに補助事業を創設します。</p>							
事業の必要性と期待される効果	<p>低年齢児保育について、年度途中の育児休業からの復帰等で0、1歳児の保育所入所ニーズが高まっている、また、待機児童の大半を0、1歳児が占めている等、低年齢児保育の充実が望まれています。低年齢児の入所については、年度途中に入所児童数が大きく増加することから、年度当初から保育士1名を雇用するための人件費補助を行うことにより、年度途中の需要等に対応し、安定的な低年齢児保育実施を図ります。</p>							

病児・病後児保育、休日保育を実施する市町を支援することで、特別保育を必要とする子育て家庭のニーズに応えます。

病児・病後児保育施設を新たに整備する際の費用を補助することで、県内の病児・病後児保育事業の実施か所を増やします。

取組詳細

取組概要

・待機児童になりやすい0、1歳児及びその保護者の保育ニーズに対応して、年度当初から保育士を加配して低年齢児保育受け入れに努める市町に補助を行い、待機児童発生の解消に努めます。

・病児・病後児保育、休日保育を実施する市町を支援するとともに、病児・病後児保育施設を新たに整備する際の費用の補助を行い、県内の病児・病後児保育事業の実施か所の増加を図るなど、子育て家庭の保育ニーズに応えます。

取組内容等

【取組内容】

(1) 次世代育成計画推進事業費補助金（休日保育推進事業）

休日等で保育所等で児童を保育することで、安心して子育てができる環境を整備する事業を実施する市町に対して補助を行います。

(2) 病児・病後児保育事業費補助金

病児・病後児保育事業に取り組む市町に対して補助を行います。

(3) 次世代育成計画推進事業費補助金（病児・病後児保育広域対応支援事業）

広域で病児・病後児保育事業に取り組む市町に対して、事業開始から3年以内の補助を行います。

(4) 病児・病後児保育施設整備事業費補助金（新規）

病児・病後児保育施設を開設する際の、新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費を補助します。

(5) 低年齢児保育充実事業補助金（新規）〔予算額（うち一般財源）76,977千円（76,977円）〕

年度当初から6ヶ月間（待機児童が50人以上の市町は9ヶ月間）、保育士の加配を行う私立保育所に対して補助を行います。